

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第2回幹事会議事メモ（案）

- 1 日時：平成30年6月29日(金)10時00分～11時00分
- 2 場所：防災科学技術研究所 東京会議室
(東京都港区西新橋2丁目3番1号 マークライト虎ノ門ビル6階602号室 銀座線「虎ノ門」駅徒歩5分)
- 3 出席者：林（会長）、甘利（副会長）、遠藤
陪席者：阿部、中島、前山（防災科学技術研究所）、平岡（セコム）、石濱、松原（筑波大学）（敬称略）
- 4 議事
 - (1) 韓国NDMI・台湾NCDRへの説明および台湾NCDRの入会申込について（資料1, 2）
 - (2) 規約改正について（資料3, 4）
 - (3) 客員教員の配置について
 - (4) 客員教員の推薦に関する運営委員会から幹事会への付託事項について（資料5）
 - (5) シンポジウムについて（資料6）
 - (6) 研究プロジェクトについて
 - (7) その他

資料1	韓国NDMI・台湾NCDRの沿革・研究活動	P.1～
資料2	台湾NCDR入会申込書	P.5～
資料3	レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約新旧対照表	P.7～
資料4	レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約（改正案）	P.11～
資料5	運営委員会から幹事会への付託事項一覧	P.17～
資料6	筑波大学におけるシンポジウムに関するこれまでの検討内容	P.19～

各機関の沿革・研究活動

1. National Disaster Management Research Institute (NDMI) (韓国)

<http://eng.ndmi.go.kr/index.jsp>

沿革

1997 年発足。度重なる移管を経て、2017 年大韓民国行政安全部（中央行政機関）の提携組織となる。

今回参加者のトップ

Shim Jaehyun 氏 (Director General)

所在地

蔚山（ウルサン）広域市

（韓国南東部、ソウル特別市とは東京一名古屋間ほど離れている）

ミッション

政策および科学技術の発展を通じた安全な韓国を実現すること

ビジョン

高度に進歩的な防災シンクタンク

目標

- ・ 実践的な災害管理の成果の生産と普及
- ・ 国家災害管理情報の分析と共有システムの確立
- ・ 世界的な災害安全管理技術の開発

組織図

（次頁参照）

職員数

（ウェブサイトに表示なし）

研究活動

最近発行された論文のタイトル

- ・ Comparative Radial Analysis of Philippines' Local Flood Vulnerability Index, *Journal of the Korean Society of Hazard Mitigation*, 2017（フィリピンの地方洪水脆弱性指数の比較放射状解析）
- ・ Development of Discharge Coefficient Equation by Using Side Weir Hydraulic Experiments, *Journal of the Korean Society of Hazard Mitigation*, 2017（側堰水力実験を用いた流量係数方程式の開発）
- ・ Development of Multivariate Flood Damage Function for Flood Damage Assessment in

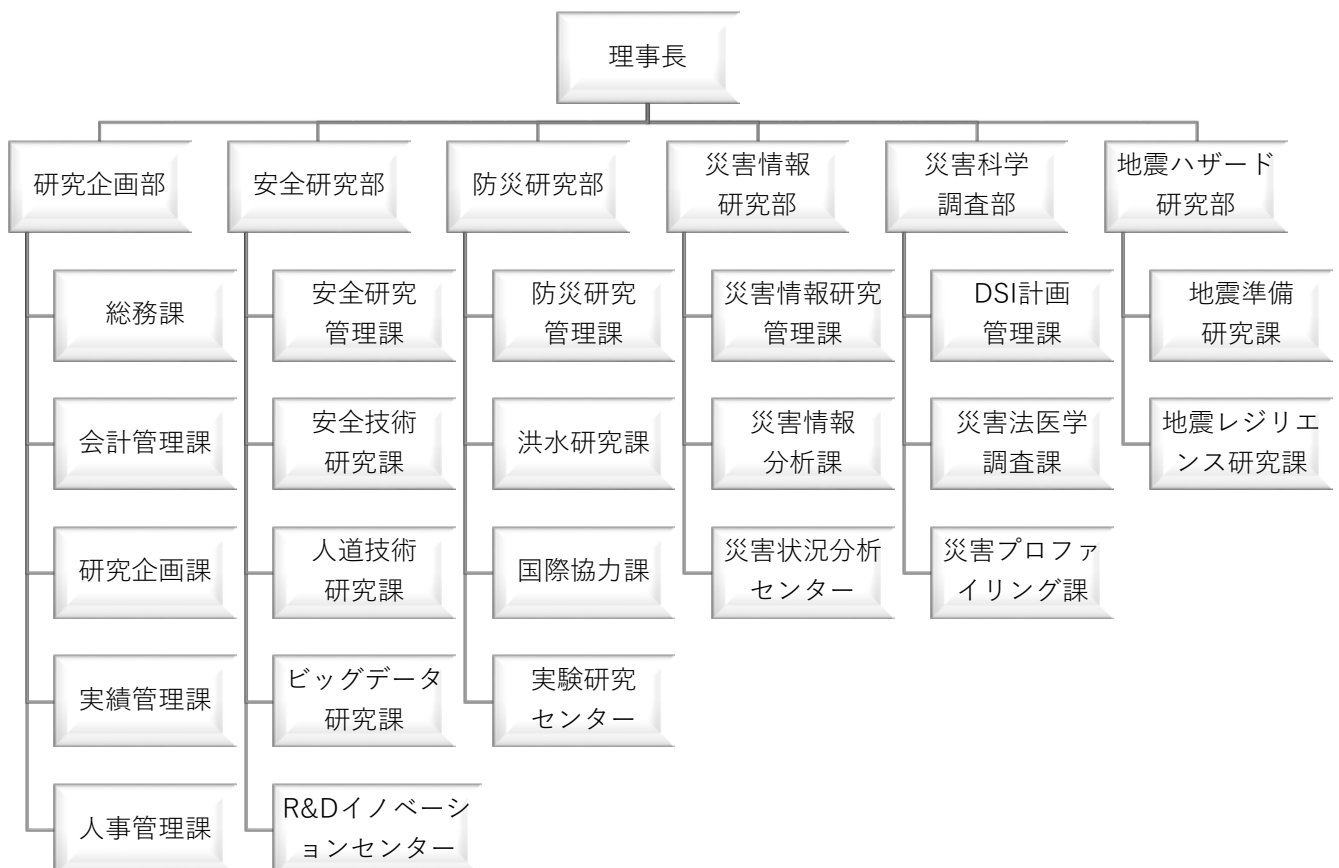
Gunsan City, Korea, *Journal of the Korean Society of Hazard Mitigation*, 2017（韓国群山市における洪水被害評価のための多変量洪水被害機能の開発）

- ・ A comparative study on generating simulated Landsat NDVI images using data fusion and regression method—the case of the Korean Peninsula, *Environmental Monitoring and Assessment*, 2017（データ融合と回帰法を用いた擬似ランドサット NDVI 画像の生成に関する比較研究—朝鮮半島の場合）
- ・ Analysis on the Applicability of Simulated Image, *KSCE Journal of Civil Engineering*, 2017（模擬画像の適用性に関する分析）

国際連合アジア太平洋経済社会委員会における活動

- ・ WGTCDIS（Web ベースの GIS 台風委員会災害情報システム）
- ・ WGTCDIS による各加盟国の災害情報の標準化
- ・ WGTCDIS における 14 の加盟国の影響力を、訓練教育プログラム（エキスパートミッション）の実施を通じて向上させる
- ・ 台風災害管理ポータルサイトとしての WGTCDIS の能力強化のための内容の継続的な開発
- ・ 第 3 回世界災害リスク軽減会議において災害リスク軽減セミナーを主催（2015）
- ・ 第 9 回国際災害リスク軽減ワーキンググループワークショップを主催（2014）
- ・ ベトナム、タイ、ラオス、カンボジア、フィリピン、グアム、マレーシアにおける会議

※大学との連携についてはウェブサイトに表示なし



2. National Science and Technology Center for Disaster Reduction (NCDR) (台湾)

<https://www.ncdr.nat.gov.tw/>

沿革

NCDR 設置法により、政府のシンクタンクとして 2003 年発足。2014 年に科学技術省の監督下に移行。

今回参加者のトップ

Chen Hongey 氏 (Director)

国立台湾大学教授 (国立台湾大学ウェブサイトによる)

所在地

台北 (タイペイ) 市

背景

台湾は自然災害の危険性が高い地域に位置しているため、人命や財産の損害が頻繁に発生する。したがって、政府は、災害による悪影響を軽減するために、防災と緊急時の準備のための科学技術の発展を優先させている。

1999 年の台湾大地震の後、甚大な破壊と深刻な死傷者数は、科学技術を防災に導入することの重要性を明白に示していた。2000 年 7 月には防災および保護法が施行され、これを受けて、2001 年 1 月の第 6 回全国科学技術会議は、実践的な科学技術の実施を通じて災害リスク削減の能力を向上させることを提案した。

2003 年 7 月には、NCDR が、ハザード軽減のための科学技術プログラム (NAPHM) のプログラムオフィスから移行し、自然災害軽減に関する深い示唆を与える政府のシンクタンクとして正式に設立された。2014 年に、NCDR は「行政組織」となり、現在は科学技術省の監督下で運営されている。

ミッション

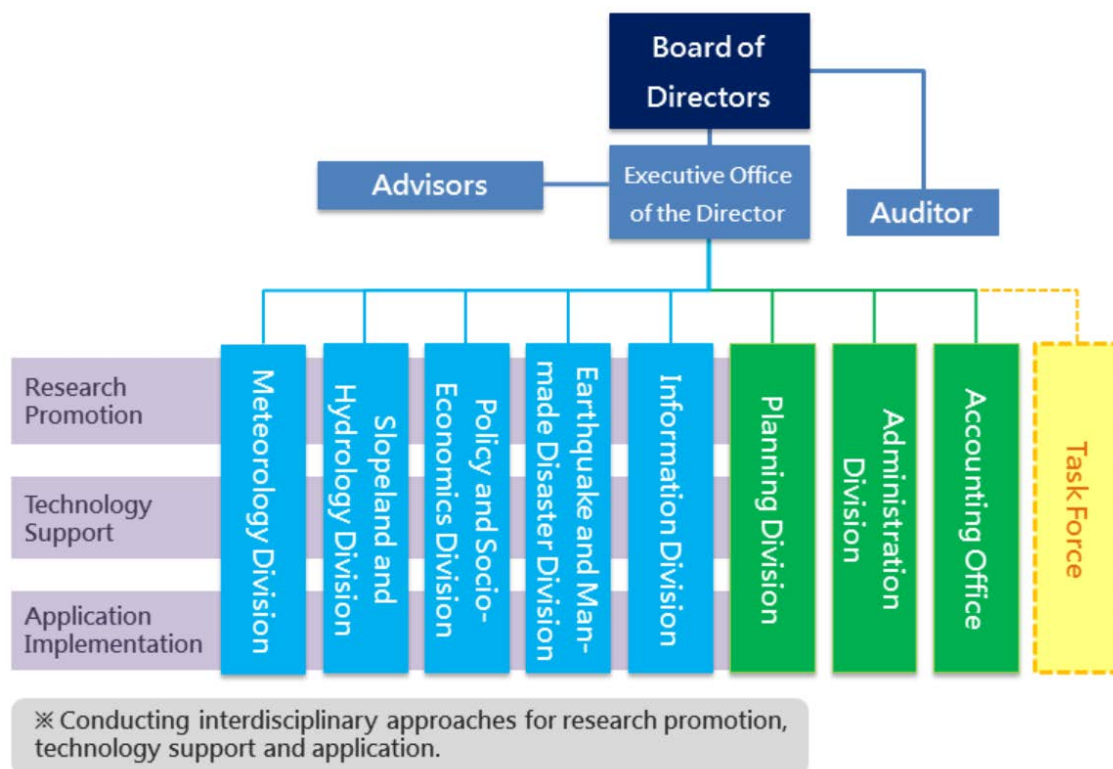
- ・ 災害管理のための応用研究開発に関する活動を推進・実施する。
- ・ 社会全体に利益をもたらす実用的な実装の科学的知識と技術的利点を促進する。
- ・ 災害リスクの軽減と緊急時の準備に科学技術の成果を適用する。
- ・ 国際的なパートナーシップを構築し、経験を交換し、共同プロジェクトを実施する。
- ・ 国内の研究機関と協力して、災害リスクの軽減と緊急時対応の強化に関するステークホルダーの義務を果たす。
- ・ 災害管理に関連する関連サービスを提供する。

組織図

(次頁参照)

職員数

(ウェブサイトに表示なし)



※部局の和訳は左から、気象学部、斜面・水文学部、政策・社会経済学部、地震・人災部、情報部、企画部、管理部、会計、会計事務所、タスクフォース

研究活動

NCDR は、学際的な能力を統合し、自然災害のダイナミックな進化を観察し、災害リスク削減の世界的な傾向を把握するため、国内外の機関と提携している。NCDR は、台風、洪水、地震などの自然災害による悪影響を軽減するために、パートナーと緊密な協力関係を維持し、共同して取り組んでいる。さらに、NCDR は、社会構造、気候変動適応、複合型災害、社会経済問題、情報ベースの意思決定支援、行政政策提案、国際協力の変化に対応するために、上記のトピックを毎日の主要課題オペレーションとして取り扱っている。

これらの成果によって、災害リスクを低減する社会の能力を強化する政策の策定を支援することができる。さらに、国内外のパートナーとの協力を通じて、NCDR は、潜在的な災害復旧需要の特定、さまざまな政府レベルでのキャパシティビルディングの強化、緊急時の援助の提供、コミュニティベースの災害リスク管理の促進による国民の意識向上、災害リスク軽減に関する教育プログラムの支援を行っている。これまでの成果により、すべてのアクターとステークホルダーの参加を通じて、社会的災害の回復力は徐々に改善されてきている。

大学との連携

筑波大学生命環境科学研究科（2013）

京都大学防災研究所（2015）

University of National and World Economy（ブルガリア、2016）

University at Albany, State University of New York（アメリカ合衆国、2017）

Resilience Research and Education Promotion Consortium Membership Application

To: Resilience Research and Education Promotion Consortium

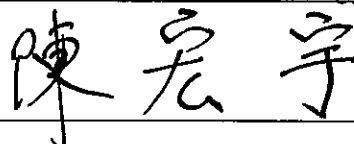
National Science and Technology Center for Disaster Reduction agrees to the purpose of the establishment of the Resilience Research and Education Promotion Consortium and the activities that it undertakes, and hereby applies to join the Consortium.

June 15th, 2018

Address: 9F., No.200, Sec. 3, Beisin Rd., Xindian District, New Taipei City 23143, Taiwan

Organization: National Science and Technology Center for Disaster Reduction (NCDR)

Representative:



Hongey Chen, NCDR Director

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 総会 平成29年12月26日制定 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 運営委員会 平成 年 月 日改正	レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 総会 平成29年12月26日制定
(略)	(略)
(事業) 第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>運営委員会</u>を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。	(事業) 第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>総会</u>を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
(略)	(略)
(入会・退会) 第5条 第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業を行うことに賛同しコンソーシアムに入会を希望する研究機関等は、別記第1により入会申込書をコンソーシアムあてに提出した後、<u>運営委員会</u>の議決により入会することができる。なお、退会の際は、その旨を会長あてに申し出るものとする。	(入会・退会) 第5条 第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業を行うことに賛同しコンソーシアムに入会を希望する研究機関等は、別記第1により入会申込書をコンソーシアムあてに提出した後、<u>総会</u>の議決により入会することができる。なお、退会の際は、その旨を会長あてに申し出るものとする。
(除名) 第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったと	(除名) 第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったと

きは、<u>運営委員会</u> の議決により除名することができる。 (略) 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う <u>運営委員会</u> において、会員に弁明の機会を与えなければならない。 (略) (<u>運営委員会</u>) 第8条 コンソーシアムの最高機関として、<u>運営委員会</u> を置く。 2 <u>運営委員会</u> は、会長がこれを招集する。 3 会長は、<u>運営委員会</u> の議長となる。 4 <u>運営委員会</u> は、会員の代表者をもって構成する。 5 <u>運営委員会</u> は、次の事項を審議し、決定する。 (略) 6 第5項第4号の事項を主として審議するため、<u>運営委員会</u> の下に専門部会を置くことができる。 (略) (<u>運営委員会</u> の議決) 第9条 <u>運営委員会</u> は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。 2 <u>運営委員会</u> の議事は、出席した構成員	きは、<u>総会</u> の議決により除名することができる。 (略) 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う <u>総会</u> において、会員に弁明の機会を与えなければならない。 (略) (<u>総会</u>) 第8条 コンソーシアムの最高機関として、<u>総会</u> を置く。 2 <u>総会</u> は、会長がこれを招集する。 3 会長は、<u>総会</u> の議長となる。 4 <u>総会</u> は、会員の代表者をもって構成する。 5 <u>総会</u> は、次の事項を審議し、決定する。 (略) 6 第5項第4号の事項を主として審議するため、<u>総会</u> の下に専門部会を置くことができる。 (略) (<u>総会</u> の議決) 第9条 <u>総会</u> は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。 2 <u>総会</u> の議事は、出席した構成員の過半
---	--

の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (代理出席) <u>第9条の2</u> 運営委員会の構成員は、やむを得ない事由により運営委員会に出席できない場合には、代理人を出席させることができる。 <u>2</u> 前項の規定により、代理人が運営委員会に出席する場合は、代理人の行為を運営委員会の構成員の行為とみなす。 (幹事会) <u>第10条</u> 第8条第6項の規定に基づき、<u>運営委員会</u>の下に幹事会を置く。 (略) (リスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営) <u>第12条</u> コンソーシアムが母体となり、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営は、筑波大学の関係規則に基づき行う。 (略) (解散) <u>第15条</u> コンソーシアムの解散は、<u>運営委員会</u>において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。 (略)	数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (新規追加) (幹事会) <u>第10条</u> 第8条第6項の規定に基づき、<u>総会</u>の下に幹事会を置く。 (略) (運営委員会) <u>第12条</u> コンソーシアムが母体となり、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営は、筑波大学の関係規則に基づき行う。 (略) (解散) <u>第15条</u> コンソーシアムの解散は、<u>総会</u>において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。 (略)
---	---

<u>附 則</u> <u>この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u>	(新規)
別表第 1 (第 4 条関係)	別表第 1 (第 4 条関係)
(略)	(略)
<u>独立行政法人</u> 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約（改正案）

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム総会
平成29年12月26日制定
レジリエンス研究教育推進コンソーシアム運営委員会
平成 年 月 日改正

第1章 総則

（名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称し、英語名を Resilience Research and Education Promotion Consortium（「R²EC」と略す。）とする。

（目的）

第2条 このコンソーシアムは、大学、研究機関、産業及び行政の連携・交流の促進を図るとともに、研究教育とその実用化を支援し、筑波大学とつくば市及び近郊地区の研究機関、企業等の連携により筑波大学に開設する協働大学院方式のリスク・レジリエンス工学学位プログラムを企画運営し、リスク・レジリエンス分野における日本ひいては世界の知と研究教育の核となる活動を支援することを目的とする。

（事業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）運営委員会を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
- （2）筑波大学に開設する協働大学院方式による学位プログラムへの参画団体、担当教員及び企画に関し調整を行う。
- （3）セミナー、講演会、研究会等を実施する。
- （4）コンソーシアムに関わる国内外の関連機関等との連携を推進し、必要に応じてシンポジウム等を開催又は共催する。
- （5）その他前条の目的を達成するための事業を適宜実施する。

第2章 会員

（会員）

第4条 第2条の目的及び前条のすべての事業を行うことに賛同する大学、研究機関、企業、団体等（以下「研究機関等」という。）を会員とし、会員を別表第1により明記するものとする。

（入会・退会）

第5条 第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業を行うことに賛同しコンソーシアムに入会を希望する研究機関等は、別記第1により入会申込書をコンソーシアムあてに提出した後、運営委員会の議決により入会することができる。なお、退会の際は、その旨を会長あてに申し出るものとする。

（除名）

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の議決により除名することができる。

- (1) 本規約又は関連する定めに反したとき。
 - (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をする等、会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な事由が認められるとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う運営委員会において、会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、会員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、会員の中から互選により選出する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のいずれかがその職務を代行する。
- 5 役員の任期は、原則2年とし、再任は妨げない。

第4章 組織

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムの最高機関として、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、運営委員会の議長となる。
- 4 運営委員会は、会員の代表者をもって構成する。
- 5 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 規約の改廃
 - (2) 会長及び副会長の選任
 - (3) 会員の参画又は退会、除名に関すること。
 - (4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関すること。
 - (5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要なこと。
- 6 第5項第4号の事項を主として審議するため、運営委員会の下に専門部会を置くことができる。

(運営委員会の議決)

第9条 運営委員会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第9条の2 運営委員会の構成員は、やむを得ない事由により運営委員会に出席できない場合には、代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により、代理人が運営委員会に出席する場合は、代理人の行為を運営委員会の構成員の行為とみなす。

(幹事会)

第10条 第8条第6項の規定に基づき、運営委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長がこれを招集する。

- 3 会長は、幹事会の議長となる。
- 4 幹事会は、次の委員で構成する。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会員の中から互選により選出する委員 若干名
 - (4) リスク・レジリエンス工学学位プログラムリーダー
 - (5) その他、会長が指名する者 若干名

(幹事会の議決)

第11条 幹事会は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(リスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営)

第12条 コンソーシアムが母体となり、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営は、筑波大学の関係規則に基づき行う。

(事務)

第13条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑波大学の関連部署の協力を得るものとする。

第5章 雑則

(報酬)

第14条 会長、副会長、幹事及びその他コンソーシアムの運営管理に関与する者は、無給とする。

(解散)

第15条 コンソーシアムの解散は、運営委員会において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

(その他)

第16条 本規約に定めるものの他、コンソーシアムの管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成○年○月○日から施行する。

別表第1（第4条関係）

○会員

区 分	機 関 等 名 称
企業	セコム株式会社 大日本印刷株式会社 日本電気株式会社
団体	一般財団法人 DRI ジャパン
研究機関	一般財団法人 電力中央研究所 一般財団法人 日本自動車研究所 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
大学	国立大学法人 筑波大学

別記第1（第5条関係）

○入会申込書書式

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 入 会 申 込 書

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 殿

当機関は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアムの設置目的及び実施する事業
に賛同しますので、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

所在地 _____

機関名 _____

代表者（自署又は公印） _____

運営委員会から幹事会への付託事項一覧

<平成 30 年 3 月 9 日第 1 回総会承認>

- ・協働大学院教員・非常勤講師の推薦
- ・教育研究新領域の提案

筑波大学におけるシンポジウムに関するこれまでの検討内容（たたき台）

時期

幹事会：平成 30 年 12 月 14 日(金)13:00-14:00（3 階「あけぼの」）

シンポジウム：同日 14:00-17:30（2 階「茗溪」）

懇親会：同日 18:00-19:30（1 階カフェスペース）

場所

嘉ノ雅 茗溪館（3 月 9 日の第 1 回総会と同じ場所、茗荷谷駅徒歩 1 分）

（ポスター展示用パネルは在庫なし。東京キャンパスにもなし。

東京キャンパスで学会等開催の場合、パネルは業者にレンタルしていただいているとのこと。）

目的

コンソーシアム参画機関のモチベーションを維持する。

「コンソーシアム参画予備軍」に訴求する。

対象

「コンソーシアム参画予備軍」

テーマ

レジリエントな社会とは何か？（仮）

国土強靱化

4 領域を包括的に捉えるテーマ、各参画機関からみたリスク・レジリエンス

構成

基調講演：林春男会長（60 分）

講演：甘利康文副会長「世間学の視座から見た組織内不正・事故抑制手法について」（45 分）

コーヒーブレイク&ポスターセッション（45 分）

講演：NCDR 所員 or 統数研など（30 分）

※NCDR: National Science and Technology Center for Disaster Reduction (NCDR)、コンソーシアム参画検討中

その他

関連学会と共催したり、関連学会のウェブサイトにて広報したりする提案があった。